

消防の動き



2008
10
No.451

- 平成21年度消防庁重点政策
- 平成21年度消防庁予算概算要求の概要
- 「地域総合防災力展」の開催について



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



入場無料

小さい力も
みんなで合わせて
大きな力
～地域の総合防災力～

地域総合 防災力展

同時開催 第21回全国消防操法大会

<http://www.nissho.or.jp/bousaiten.html>



日時 平成20年10/11(土) 13:00~17:30
10/12(日) 9:00~17:00

場所 東京ビッグサイト
[西1・2ホール]

展示内容

- 地域総合防災力コーナー
消防団紹介、全国操法大会出場47チームのPR、世界の消防団、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等紹介、東京消防庁、総務省消防研究センター企画展示、消防団ポスターを紹介
- 企業展示コーナー
地域の防災力向上に資する最新消防機器、防災グッズ等の紹介
- 物産販売コーナー
全国各地の消防団員自慢の商品、開催地東京ゆかりの特産品等
- 子供の消防防災体験コーナー
ドイツ仕込みの新感覚消防ゲーム、クイズ大会等
- 災害とライフラインコーナー
電気、ガス、水道等のライフラインの防災対策等を紹介



消防団がわかる!
地域の防災がわかる!

10月11日(土)・12日(日)の両日も、先着1,000名様に特製エコバッグ進呈します

同時開催 第21回全国消防操法大会

日時 平成20年10/12(日)
9:00~16:30

場所 東京ビッグサイト
[屋外展示場]



【実行委員会】 ■財団法人 日本消防協会 ■総務省消防庁 ■東京都 ■東京消防庁 ■全国知事会 ■全国市長会 ■全国町村会 ■全国消防長会 ■財団法人日本防火協会 ■全日本消防人共済会 ■財団法人 日本消防設備安全センター ■財団法人 全国危険物安全協会 ■日本消防検定協会 ■危険物保安技術協会 ■財団法人 消防科学総合センター ■財団法人 消防試験研究センター ■社団法人 全国消防機器協会 ■社団法人 東京都消防協会 ■株式会社 東京ビッグサイト

【後援】 ■内閣府(防災担当) ■NHK ■(社)日本民間放送連盟 ■(社)日本新聞協会 ■日本商工会議所 ■(社)日本経済団体連合会 ■消防団員等公務災害補償等共済基金 ■(財)日本防火・危機管理促進協会 ■(社)日本損害保険協会 ■(社)日本火災報知機工業会 ■(財)日本防災協会 ■(社)日本消防協会 ■(社)日本消防ポンプ協会 ■日本消防標識工業会 ■(社)全国避難設備工業会 ■日本消防ホース工業会 ■(社)日本消防放水器具工業会 ※後援団体は予定も含む

主催 地域総合防災力展実行委員会

連絡先 地域総合防災力展実行委員会事務局
Tel 03-3503-3053(財団法人 日本消防協会内) Fax 03-3503-1480



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。

自治体消防制度60周年記念事業

「地域総合防災力展」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

消防局経営方針



大阪市消防局長 森口 清太郎

本年は自治体消防制度が発足して60年目を迎える記念すべき節目の年ではありますが、消防機関は、この間、時代の変化に伴う災害態様の変化、あるいは市民ニーズの変化等に的確に対応し、市民の期待に応えることで、信頼を築いてきたものと考えています。

今後も、この信頼をより強固なものとしていくためには、第一に、時代の変化を的確に捉え、新たな消防需要に対応した事業・施策を展開し、第二に、職員が自らの職務に自信と誇りを持ち組織が旺盛な士気を保持できるよう、組織の活力を維持することが肝要であります。

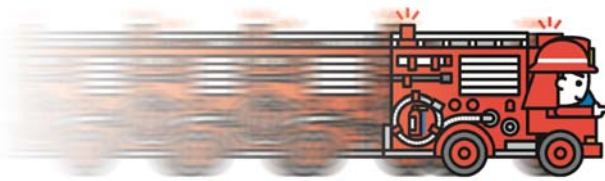
大阪市では、毎年度「局経営方針」を策定し、各局の使命や目標の達成に向け、戦略的に取り組むべき経営課題を明確にするとともに、その解決に向けた戦略・具体的取組を、数値目標等を用いて分かりやすい形で公表しています。

消防局では、現行の消防事業の妥当性等について、外部の視点も加えて、A4判130ページに及ぶ事業分析を行い、そこから導き出した課題に基づいて経営方針を策定しました。平成20年度における消防局経営方針では、「安全と安心を創造し、生産するプロ組織として、真に安心・安全なまちづくりに資する」という使命を掲げ、①出火防止と火災による被害の軽減、②救命率の向上、③地域防災力の向上、④大規模災害に対応した消防施設の整備・充実、⑤マネジメント改革、⑥消防職員の人材育成の6つの経営課題を掲げて、そのためのチャレンジングな業績目標を盛り込むとともに、この経営方針を昇任試験に活用するなど、職員共通の目標として末端職員に至るまで周知を図っているところです。

また、目標の達成状況等について、外部の視点も加え点検・評価を受け、戦略や具体的取組の改善・見直しにつなげていくとともに、それらを公表していくことで、今日の厳しい行財政状況の下で説明責任を果たしていきたいと考えているところです。

これらの取組の成果について近時の例をお示しすると、今年に入り硫化水素を用いた自損事故等が多発し、二次災害防止が課題となっていた時期に、既存の資器材や活性炭等を使用し、職員が硫化水素ガス除去装置を開発しました。この装置の能力が画期的であり、また発想が斬新であったことから、各方面から賞賛され、先般、市長表彰をいただいたところです。

大阪市は、住んでよかったと誇りを持って語れるまちにすることを目標に掲げており、消防局では、常に市民サービスの最前線に位置し、安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献していきたいと考えております。そのためにこの経営方針というツールを活用しつつ、常に先見的で的確な事業・施策を取り入れるとともに、高い使命感を持つ組織を保持し続けることで、先人たちに築いていただいた市民の信頼を一層揺るぎないものとし、後世に引き継いでいかなければならないと考えています。



平成21年度消防庁重点政策

総務課

1 消防防災行政の方向性

社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、国民の安心と安全を向上させるためには、総合的な消防防災行政を積極的に推進していく必要がある。

第一に、平常時の防災活動とともに、火災や事故、自然災害の発生時には、地域に密着した消防団などの役割が重要であり、地域における総合的な防災力の強化が求められている。

第二に、社会経済情勢や国際情勢の変化の中で、備えが必要となる危機も多様化しており、大規模な自然災害、武力攻撃事態等あらゆる事態に対応するための体制整備が求められている。

第三に、身近な生活における安心・安全の確保のため、生活者・消費者の視点に立って、きめ細かに対応する施策が求められている。

第四に、救急需要が急増している中で、真に急を要する傷病者に対してより迅速な対応が可能となるよう、消防と医療の連携による救急救命体制の一層の充実が求められている。

このため、以下の事項を重点的に推進する。

2 重点的に推進すべき事項

1. 地域における総合的な防災力の強化

○地域の安心を支える消防団の充実強化

消防団の新戦力を確保するため、事業所、大学等に対する被雇用者、学生の入団促進の働きかけを行うとともに、消防団活動の円滑化のため事業所における活動環境

の整備や学生の活動参加の支援を行う。さらに、将来の地域防災の担い手となる児童・生徒を対象とした地域防災スクール（仮称）の実施、少年消防クラブ活動の拡充強化を推進する。

このほか、消防団の活動を推進するため、消防団協力事業所表示制度の全国的な普及、機能別団員・分団制度の一層の活用、資機材の充実を図る。

○地域における防災力の強化

消防団を核として自主防災組織、自衛消防組織など地域の様々な団体との連携を推進するとともに、災害時の地域コミュニティの維持・継続のあり方や地域コミュニティの活力を活かした安心・安全について検討する。

地域防災を支えるリーダー役となる人材の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の活性化や防災・危機管理教育の充実を図る。

また、企業等の防災に関する社会貢献への取組を促進する。

○民間事業所等の自衛消防力の確保

自衛消防組織の設置や大規模地震に対応した消防計画の作成の義務付けを内容とする消防法の改正を受け、自衛消防組織の優良事例の表彰・紹介、消防機関への技術的支援を行うとともに、大規模地震に対応した消防用設備等や避難誘導システムの整備を進め、百貨店、旅館・ホテル、病院などにおける自衛消防力の確保を図る。

○災害時における要援護者の避難支援対策の促進

災害時に要援護者が安全に避難するための支援体制の確立を目指し、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などの策定を促進する。



○防災拠点となる公共施設等の耐震化

防災拠点となる庁舎、学校、公民館などの公共施設等の耐震化について、必要な支援を行い、平成25年度までに耐震化されていない施設の割合（平成18年度末40.4%）の半減を目指す。

II. 危機管理体制の充実

○緊急消防援助隊の充実強化

新たな緊急消防援助隊基本計画に基づき、引き続き、部隊及び装備の更なる充実を図るとともに、より機動的な応援活動を可能とするため、ヘリコプター用衛星電話の配備や後方支援体制の充実を推進する。また、被災地情報の収集体制を強化するため、可搬型ヘリテレ受信機の配備や地上からの画像伝送の体制整備を進める。

さらに、東南海・南海地震を想定した訓練を実施する。

○消防の広域化の積極的推進

消防体制の基盤強化を図るため、引き続き、消防の広域化実現に向けた取組を積極的に推進する。このため、都道府県の消防広域化推進計画を踏まえた市町村の広域消防運営計画作成を促進するため、消防広域化推進アドバイザーの派遣による助言や情報提供など、必要な支援を行う。

○国民保護体制などの危機管理体制の充実強化

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の学校、病院などへの直接受信の拡大や伝達媒体の多様化の推進、国民保護訓練の実施により、国民保護体制の充実強化を図る。

安否情報システムの定着及び自然災害・事故時等における利用を図るとともに、事務効率化の方策について検討する。

また、地方公共団体における危機管理対応方策についての検討や、危機管理の普及啓発、研修等により、危機管理体制の充実を図る。

○消防防災分野の国際協力の推進

国際消防救助隊の派遣を一層効果的なものとするため、国際緊急援助活動に関する訓練・研修を実施し、活動体制の充実強化を図る。

また、中国その他アジア諸国における消防防災能力の強化を図るため、消防防災に関する国際セミナーを実施する。

○消防救急デジタル無線整備の促進

消防の広域化を踏まえつつ、消防団との連絡体制も含めた消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう、消防本部や都道府県に対してアドバイザーの派遣等の必要な支援を実施する。また、デジタル無線の干渉回避のためチャンネルプランの策定を進める。

○ICTを活用した効果的な人材育成の推進

消防大学校における教育の効率的・効果的な実施のため、指揮シミュレーション等のための訓練システムを整備するとともに、消防大学校における集合教育に先立って実施しているeラーニングによる個別教育の充実を図る。

また、ICTを活用し、住民や地域防災のリーダー等を対象とする防災・危機管理教育の充実を図る。

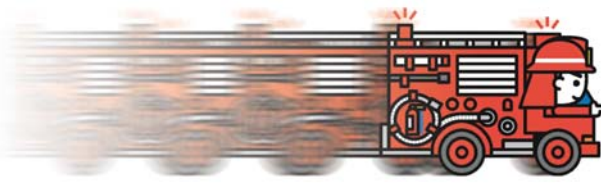
○消防防災に係る科学技術の高度化

産学官が連携し研究開発を進めるとともに、消防防災分野におけるICT活用、消防活動支援のための研究開発やロボット技術の導入、火災原因調査技術の高度化等に関する技術研究に取り組み、最新の研究成果を利活用できる基盤整備を図る。

III. 身近な生活における安心・安全の確保

○市民の救急相談に応じる窓口（救急安心センター）の設置

事故時などにおいて、救急車を利用すべきか、どのような措置をとるべきかなどの市民の救急相談に、消防と医



療が連携して応じる窓口（救急安心センター）の設置を促進する。

○住宅防火対策の推進

平成23年6月の全面義務化も踏まえ、住宅用火災警報器の全戸設置に向けた取組を強化するとともに、住宅防火の普及啓発活動を推進し、過去最悪であった住宅火災死者数（平成17年1,220人）の早期の半減を目指す。

○消費者の安心を支える製品火災調査の充実

製品火災調査の充実、調査結果の消防機関及び関係省庁との情報共有を図ることにより、家電製品等に起因する火災事故の防止を推進し、消費者の安心・安全を確保する。

○小規模施設における防火安全対策の推進

小規模施設の実態を踏まえ、消防用設備等や防火管理による安全確保方策を引き続き検討するとともに、水道連結型スプリンクラー設備など簡易なシステムの導入による消防用設備等の普及促進や、違反是正の徹底に取り組む。

○超高層ビル等大規模建築物の消防防災対策

近年、身近な生活空間である住居や商業施設の高層化・利用形態の複雑化が急激に進行している。このような大規模建築物における防火・防災管理、自衛消防活動、新技術による消防用設備、公設消防隊の活動環境整備等のあり方について、関係省庁と連携しながら検討する。

○危険物施設における事故対策

危険物施設における事故対策につなげるため、新たな事故原因調査制度を効果的に活用し、インナーフロートタンク（内部浮き蓋付きタンク）に係る技術基準等の検討や官民一体となった事故防止対策を推進する。また、バイオマス燃料等の新技術・新素材の活用等に対応した安全対策に取り組む。

IV. 消防と医療の連携による救急救命体制の充実

○消防と医療の協議システムの構築推進

救急患者の医療機関による円滑な受入れを推進するため、消防機関と医療機関が定期的に協議する体制を構築するとともに、受入困難事案に対処するため、救急搬送実態に関する詳細な調査・検証を実施し、その結果を踏まえ、救急搬送・受入医療体制を整備・強化する。

○市民の救急相談に応じる窓口（救急安心センター）の設置（再掲）

事故時などにおいて、救急車を利用すべきか、どのような措置をとるべきかなどの市民の救急相談に、消防と医療が連携して応じる窓口（救急安心センター）の設置を促進する。

○救急業務の高度化

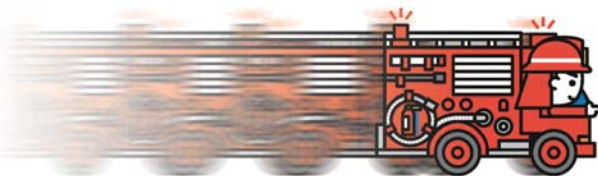
救命率の向上を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大等を検討し、救急業務実施体制の充実強化を図るとともに、消防機関における救命講習の充実を図り、市民による応急手当の実施を推進する。

○救急需要増大への取組

救急車の適正利用の呼びかけや民間の患者等搬送事業者の活用促進等を実施するほか、地域の救急需要に応じてトリアージ（緊急度・重症度の選別）の導入を促進することにより、真に急を要する傷病者に対する迅速な対応が可能となる体制づくりを推進する。

○新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザが発生した際の消防機関の対応をまとめた「消防機関における業務継続ガイドライン」を活用し、消防機関における業務継続計画の策定を推進するとともに、救急隊員の感染防御対策及び新型インフルエンザ患者の搬送体制等を強化し、新型インフルエンザ発生時における適切な救急業務提供体制の整備を図る。



平成21年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 概算要求の概要

(1) 概算要求に当たっての基本的な考え方

従来我が国は充実した災害対策や治安の良さ、安全な社会インフラ等の安心・安全な社会を基盤とした経済活動を行っており、これらは我が国経済の国際競争力の源泉ともなってきた。

ところが、今年度に入り、岩手・宮城内陸地震や岩手県沿岸北部を震源とする地震など、大規模な地震が頻発していることに加え、各地で発生し多くの人的・物的被害を与えている局地的な集中豪雨は、我が国のおかれた自然条件等の厳しさを改めて再認識させるとともに、新たな都市型災害に対する備えの重要性を示している。

また、今年5月には中国四川省において大規模な地震が発生し、甚大な被害が発生したほか、各国で高病原性鳥インフルエンザの人への感染が報告されていること等により、災害に対する国際的な不安が高まっているところである。

こうした状況の中、政府がこの6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」においては、災害に強い社会の実現等を目指すことが明記されており、これを受け

て、総務省重点施策及び消防庁重点政策においても、「国民の安心・安全を向上させていくため、地域における総合的な防災力の強化や危機管理体制の充実、身近な生活における安心・安全の確保、消防と医療との連携による救急救命体制の充実など、総合的な消防防災行政を積極的に推進する」ことを確認したところであり、消防庁の平成21年度概算要求に当たっても、このことを基本的な考え方としている。

(2) 予算フレーム

(1)で述べた考え方に加え、後述3の概算要求基準等を踏まえて、平成21年度要求額は148億13百万円としており、20年度当初予算と比較すると10億23百万円の増となっている。

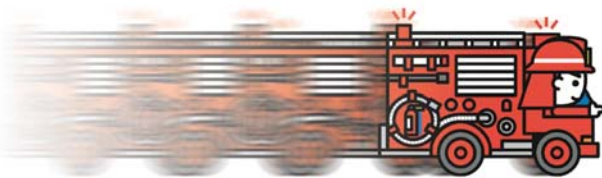
このうち、緊急消防援助隊関係の車両や資機材を対象とする緊急消防援助隊設備整備費補助金については、20年度予算(50億円)比で2億円(4%)増となる52億円を要求し、また、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等を対象とする消防防災施設整備費補助金については、20年度予算(32億51百万円)から10百万円(0.3%)増

平成21年度 消防庁予算概算要求の概要

(単位：百万円、%)

	②1要求額 a	②0当初予算 b	比較増減額 c = a - b	増減率 c / b
総額	14,813	13,790	1,023	7.4
事業費等	6,231	5,419	812	15.0
消防補助負担金	8,582	8,371	211	2.5
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,201	5,000	201	4.0
消防防災施設整備費補助金	3,261	3,251	10	0.3
国庫負担金	120	120	0	0.0

※計数については、端数処理の関係上、計算が合わないことがある。



となる32億61百万円を要求している。

また、その他の事業費等については、20年度予算（54億19百万円）比で8億12百万円（15%）増の62億31百万円を要求している。

2 主要施策

以下、平成21年度消防庁概算要求における主要事項について解説する。

(1) 消防団の新戦力の確保

消防団は、地域の安心・安全確保のため、住民の自発的な参加によって構成される組織であり、地域密着性や要員動員力、即時対応力といった面で特に優れていることから、地域防災の中核的存在として大きな役割を果たしている。しかしながら、社会環境や就業構造の変化等により、かつて200万人以上いた団員が今では90万人を割るなど、災害対応等の観点から、極めて憂慮すべき状況にある。

このような中、更なる団員を確保するためには、消防団の認知度向上を目的とした広報活動等に取り組むのみでは不十分であり、サラリーマンや女性、学生を中心とした消防団の新たな戦力を確保するため、全国の事業所や大学等に対して具体的な働きかけを進める必要がある。あわせて、団員の活動環境の整備等を促進する必要があることから、事業所における団員の処遇など、消防団の実態に関する具体的な調査を行うとともに、大学生等の消防団活動への参加を円滑化するための支援方策についても調査・検討する。

また、将来の地域防災の担い手となる児童・生徒等に対して、防災や消防活動の重要性に関する知識・技術を習得させるため、必要な教材の作成をはじめ、市町村の地域防災スクール（仮称）の取組を支援するとともに、少年消防クラブ活動の拡充強化を進める。平成21年度は、これらの方策を実施するための経費として、総額1億17百万円を新規で要求している。

(2) 緊急消防援助隊の後方支援体制の充実強化

ヘリコプター等による災害映像を首相官邸や消防庁等へ伝送することができない地域が全国的に散在している現状等を踏まえ、大規模災害発生時に被災地で活動する緊急消防援助隊に対する後方支援体制を充実強化するため、以下の資機材の配備を行う。平成21年度は、総額で5億7百万円を要求している。

①可搬型ヘリコプターテレビ受信機

緊急消防援助隊を迅速かつ的確に派遣するために必要となる上空からの被災地映像を、首相官邸や消防庁・被災地都道府県等に送信するために一旦地上で受信する装置。可搬型衛星地球局とあわせて運用する。ヘリコプターから送信される映像を、地上の任意の場所において自動追尾により受信することが可能である。

②可搬型衛星地球局

可搬型ヘリコプターテレビ受信機で受信した被災地の映像や、地上のビデオカメラ等で撮影した詳細な現場活動状況等の映像を、首相官邸や消防庁・被災地都道府県庁等に向け、通信衛星経由で送信する装置。

③燃料補給車

被災地において、長期的・継続的に消火・人命救助活動が実施できるように、現場を離れることなく、かつ被災地の状況に関わらず燃料を補給するための車両。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

近年、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性や、NBCテロ災害発生等の危険性の高まりが指摘されている。また、本年6月・7月には、東北地方において震度6強の地震が相次いで発生していることもあり、国家的見地から、今後予想される大規模災害の発生に備え、緊急消防援助隊の更なる充実強化が必要である。

このため、平成15年度に策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を平成17年度に改正（登録目標部隊数を平成20年度末までに3,000隊→4,000隊規模）し、計画的に増強を図っているところである。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、大規模災害や特殊災害において消防庁長官の指示等（消防組織法第44条）に基づき出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために必要な、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、救助消防ヘリコプター及び被災地における長期間の活動を安全かつ効果的に行うことを可能にするための支援車等の施設・設備の整備を、国として計画的に行うために不可欠な義務的補助金である。平成21年度においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金として、52億円を要求している。

(4) 市民の救急相談に応じる窓口の設置（救急安心センターモデル事業）

市民の安心・安全の確保を担う消防機関が医療機関と連携し、救急相談サービスの提供や救急患者の医療機関



による円滑な受入れを推進するため、救急安心センターモデル事業（3か所）を実施する。このための経費として、平成21年度は3億78百万円を新規で要求している。

①救急相談・指令業務連携システムの構築

市民が救急車を呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口を、24時間365日体制の消防機関に設置するとともに、相談業務と各消防本部の指令センターとの連携を図ることにより、ワンストップによる円滑な救急業務を推進するための事業である。

市民に救急車を要請すべきかどうかの十分な医学的知識に基づく判断を求めることは困難であるが、現行では、救急車を呼ぶべきか否かの相談窓口と救急要請をする消防指令センターが一致していない。そこで、本事業においては、全県域を対象とする救急相談窓口を消防機関に設置し、県下消防本部指令センターとの連携を図ることにより、緊急性のない場合は救急相談で対応し、緊急性がある場合には直ちに救急車を出場させることにより、真に緊急を要する事案への対応を迅速・的確に行うことを可能とするものである。このような事業の実施に際しては、救急安心センターを設置する代表消防本部と各消防本部指令センターの連携などの点において課題があることから、モデル事業として実施することによってそれらの課題を抽出し、全国的な整備を促進する。

②救急搬送情報システムの構築

救急隊が受入医療機関を選定する際は、救急医療情報システムにより収集された医療情報を活用しているが、都道府県内の救急隊の搬送情報については情報共有されておらず、ひとつの医療機関に救急搬送が集中したり、すでに救急車の受入れが決定している医療機関に対し受入照会を行う場合がある。このため、都道府県内の救急隊の搬送情報を集約し、消防機関、医療機関で共有するシステムを構築し、円滑で効率的な医療機関選定を図る。

(5) 消防と医療の協議システムの構築推進

救急搬送において、医療機関への照会回数が多数に及ぶ選定困難事案が多発していることを受け、円滑な救急搬送・受入医療体制を確保するため、消防と医療の連携を推進する。このための経費として、平成21年度は38百万円を新規で要求している。

①消防と医療の連携に関する検討

救急患者が医療機関にスムーズに受け入れられるためには、消防機関と医療機関が共同で救急搬送事案に関する検証を行い、必要な改善策を協議するなど、消防機関と医療機関が定期的に協議する仕組みを構築することが必

要である。本事業では、消防機関と医療機関との協議組織における具体的な連携方策について検討する。

②都道府県単位の消防と医療の協議組織における救急搬送・受入医療体制等の協議促進

管轄区内における受入医療機関の選定困難事案を少なくするため、都道府県単位の消防と医療の協議組織において、傷病者の症状に応じた病院選定や救急搬送における医療機関の受入状況等について、実態調査とその検証を行うとともに、具体的な対応策について協議を行う（10都道府県において実施）。

(参考) 主要事業一覧

- 消防団の新戦力の確保に要する経費 1億17百万円
- 民間事業所における自衛消防力の確保に要する経費 41百万円
- 消防防災施設の整備に要する経費 (消防防災施設整備費補助金) 32億61百万円
- 緊急消防援助隊の後方支援体制の充実強化に要する経費 5億7百万円
- 緊急消防援助隊の充実強化に要する経費 (緊急消防援助隊設備整備費補助金) 52億1百万円
- 市町村消防の広域化の推進に要する経費 12百万円
- 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)の整備推進に要する経費 77百万円
- 消防防災技術研究開発制度に要する経費 3億8百万円
- 市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)に要する経費 3億78百万円
- 住宅用火災警報器等の普及促進に要する経費 40百万円
- 消費者の安心を支える製品火災調査の実施に要する経費 38百万円
- 消防と医療の協議システムの構築推進に要する経費 38百万円
- 救急車の適正利用等の推進に要する経費 16百万円
- 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備に要する経費 51百万円

3 概算要求基準(参考)

平成21年度概算要求については、平成20年7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる概算要求基準)に従って行うこととしている。



その概要は、以下のとおりである。

(1) 予算概算要求基準の基本的な方針

平成21年度予算は、財政健全化と重要課題への対応の両立を図るため、「経済財政改革の基本方針2008（以下「基本方針2008年」という。）」を踏まえ、昨年度に引き続き歳出全般の見直しを行い、歳出の抑制と財源の重点配分を行う。

(2) 具体的な積算方式

①公共事業関係費

前年度当初予算における公共事業関係費相当額に100分の97を乗じた額を基礎とし（要望基礎額）、当該要望基礎額に100分の125を乗じた額を上限とする。

②その他の経費

ア 人件費

前年度当初予算額に相当する額に、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）における純減目標数を踏まえた人件費の減を減算した額の範囲内において要求する。

イ 義務的経費

前年度の当初予算における義務的経費相当額の範囲内において要求する。

ウ その他経費

下記のa、bの要望基礎額の合計額に100分の125を乗じた額を上限とする。

a 科学技術振興費

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額を要望基礎額とする。

b その他

前年度当初予算におけるその他経費のうちa科学技術振興費以外の額に相当する額に100分の97を乗じた額を要望基礎額とする。

※その他経費については消防庁に關係する経費を抜粋して記載。

③各経費間の要求の調整

ア～ウにより算出された額の合計額の範囲内で、各経費間で所要の調整をすることができる。

④重要課題推進枠

「基本方針2008」で示された重要課題のうち、緊急性や政策効果が高い事業については、上記基準額のうち公共事業関係費及びその他経費の前年度当初予算に相当する額に100分の2を乗じた額を各経費に係る上記予算措置の総額の上限から控除した額の合計額に500億円を加えた額（3,300億円程度）の範囲内で、各省庁の要望を踏まえ重点配分する。

「経済財政改革の基本方針2008」 における消防予算の位置付け

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

(略)

- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛調達等の改革を実施し、効率的な防衛力の整備を推進するほか、国民保護施策を展開する。

(略)

- ・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。

(略)



「地域総合防災力展」の開催について

防災課

近年、大規模な地震や台風の上陸に伴う風水害などの自然災害が多発しており、地域の総合的な防災力の向上が大きな課題となっています。

地域防災力の向上のためには、常備消防の充実などの行政施策も重要ですが、それのみでは限界があり、地域のコミュニティ機能を前提とする総合的な防災力の強化が求められています。

そこで、政府においては消防審議会に地域総合防災力の充実方策に関する小委員会を設置するなど、その方策の検討を進めています。

こうしたことを踏まえ、今般、自治体消防制度60周年記念事業の一環として、地域総合防災力展を開催することとしました。

地域総合防災力展では、地域の総合的な防災力を担っている消防団を中心に、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、青少年消防組織の活動状況等を紹介するとともに、その活動向上に繋がる企画展示等を行います。これにより、地域の総合的な防災力の向上を目指すとともに、今後の取組の起爆剤とすることを目的としています。

災害はいつ起こるかわかりません。小さな力でもみんなで合わせれば大きな力“地域の総合防災力”になります。あなたも防災をもっと身近に触れて、感じてみませんか。消防関係者をはじめ、広く行政関係者、地域住民の積極的な参加を期待しております。



《地域総合防災力展の概要》

1. 開催日時

平成20年10月11日(土) 13時より17時30分
平成20年10月12日(日) 9時より17時00分

2. 場所

東京ビッグサイト 西1・2ホール〔東京都江東区有明〕

3. 主催

地域総合防災力展実行委員会
(構成団体)

総務省消防庁、財団法人日本消防協会、東京都、東京消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会、財団法人日本防火協会、全日本消防人共済会、財団法人日本消防設備安全センター、財団法人全国危険物安全協会、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、財団法人消防科学総合センター、財団法人消防試験研究センター、社団法人全国消防機器協会、社団法人東京都消防協会、株式会社東京ビッグサイト

4. 開催概要(入場無料)

○地域総合防災力コーナー

消防団紹介、全国消防操法大会出場47チームのPR、世界の消防団、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブ等の紹介、消防庁消防研究センター、東京消防庁の企画展示、消防団ポスターの紹介等

○企業展示コーナー

地域の防災力向上に資する最新消防機器、防災グッズ等の紹介等

○物産販売コーナー

全国各地の消防団員自慢の商品、開催地東京ゆかりの特産品等

○子供の消防防災体験コーナー

ドイツ仕込みの新感覚消防ゲーム、クイズ大会等

○災害とライフラインコーナー

電気、ガス、水道等のライフラインの防災対策等を紹介

なお、詳細は日本消防協会のホームページ (<http://www.nissho.or.jp/bousaiten/>) に掲載しています。

防災研修カリキュラム・講師用教材の検討及び作成に関する検討委員会報告書の公表

防災課

消防庁では、地域住民の防災に関する知識技能レベルに対応した基本的なカリキュラム・講師用教材を作成するため、「防災研修カリキュラム・講師用教材の検討及び作成に関する検討委員会」を開催し、各自治体において実施される一般向けの防災研修を支援することを目的に、講師となる各自治体職員向けの「防災研修カリキュラム・講師支援教材」（以下「カリキュラム教材」という。）を取りまとめました。

このカリキュラム教材には、受講者の興味を引きやすく、理解を促すための基本的なカリキュラムを例示するとともに、研修に活用することを想定した教材（パワーポイント）、資料作成に活用できる写真素材等を掲載しています。



防災研修カリキュラム・講師支援教材

本カリキュラム教材は例示的なものであり、地域の実情等に応じて加除修正いただき、防災研修の活性化にお役立ていただければ幸いです。

以下、カリキュラム教材の概要について説明します。

1. 背景

大規模災害時において、被災初期の地域住民による応

急活動は極めて重要であり、これまでも各自治体で防災研修等を実施し、地域防災力の強化を図ってきたところです。しかしながら、防災研修の実施状況等を見ると、地域住民の防災に関する知識の習得状況も多様であることなどから地域によって格差があるのが現状です。

そこで、地域住民の防災に関する知識の習得状況に応じた基本的なカリキュラム・講師用教材を作成するため、「防災研修カリキュラム・講師用教材の検討及び作成に関する検討委員会」を設置し、基本的な防災研修カリキュラムに関する事項、講師用教材に関する事項、地域住民を対象とした防災研修に関する事項について以下の内容の検討を行いました。

2. 検討内容

受講者の知識向上を目標として、座学形式で教えるべき基礎的な項目を示すとともに、講師（自治体や消防本部等の職員）を支援する教材を作成することを目的としました。

カリキュラム内容については、これまで防災に関する研修や訓練等への参加経験がほとんどない初級者、防災に関する研修や訓練等への参加経験がある中級者、自主防災組織の会長・役員等地域防災リーダーを目指す上級者の3段階に分け、それぞれ教えるべき内容を一覧で示し、時間割についても受講対象者ごとに、限られた時間内で教える場合の時間割のサンプルを示すこととしました。研修を実施する講師が、効果的な研修教材を簡便に作成できるよう、カリキュラムの内容別に解説資料がどこに存在するかを示し、また、付属のCD-Rには、教材作成時に自由に活用できる写真等の素材を掲載することとしました。

3. 防災研修カリキュラム・講師支援教材の構成

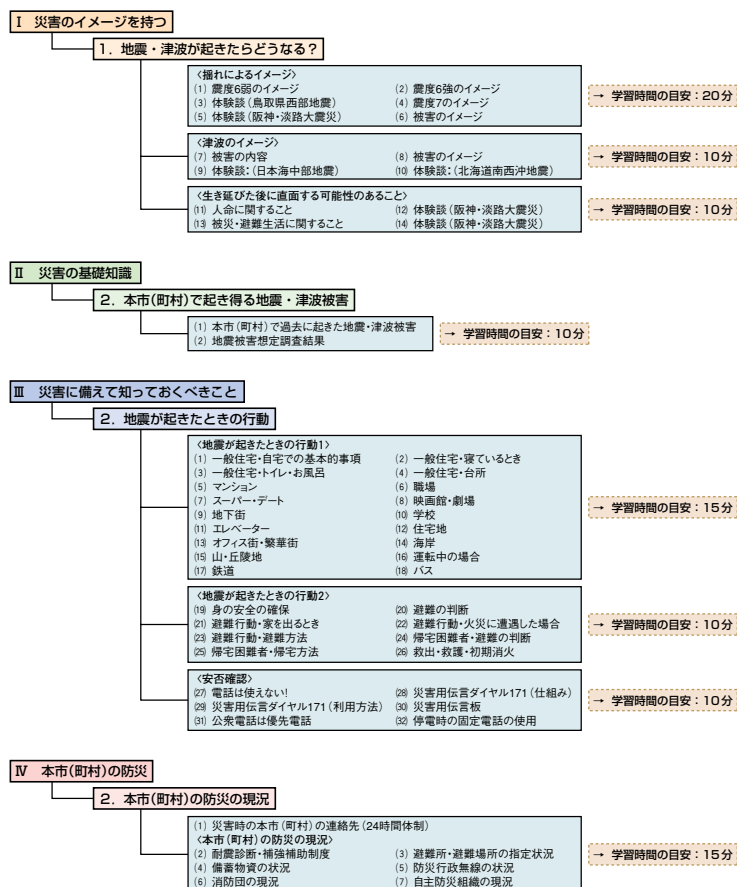
- (1) 防災研修カリキュラム項目一覧
研修の内容を大項目、中項目、小項目に分け、網羅的に例示
- (2) 防災研修カリキュラム項目別「有益な情報源」
研修の参考となる映像等について、情報源を掲載
- (3) 研修時間割サンプル
研修時間を3コース(防災全般コース、半日コース、90分コース)に分け、各時間割を掲載
- (4) 項目に対応した解説資料サンプル
研修時に使用する教材サンプルを掲載
- (5) 参考資料
解説資料に活用できる写真等の素材を掲載

4. 防災研修カリキュラム・講師支援教材の例

- (1) カリキュラム例
右上図参照。
- (2) 教材例
下図参照。

(カリキュラム例)

(1) 90分コースの時間割
【90分コース】



※報告書全文は、消防庁ホームページに掲載しております。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2007/200717-1houdou_z.pdf

■地震が起きる前に 5

5. 避難路を確認する

自宅から避難所までのルートを手前に確認しておきましょう。

- 地震時は、自宅から避難所までの道のりは、普段と違い通行できない場合もあることを知っておきましょう。
- 実際に歩いてみるなど危険箇所を把握し安全なルートを確認しておきましょう。
- 具体的に自宅から避難所までのマップを描き、危険箇所や避難時に役立つ情報等を書き込むなどしておきましょう。



85

(出典) 消防庁防災マニュアル-震災対策啓発資料-

■地震が起きる前に 6

6. 防災活動への参加

地震に備えるには、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震の時に、初期消火や救出救助活動を行うには日頃の訓練が欠かせないので、家族全員で防災訓練に参加しましょう。
- 9月1日は防災の日で、8月30日～9月5日は防災週間となっていますので各地で防災訓練等が行われていますので、役場などで確認しましょう。
- 災害などが発生した場合を想定して参加者で被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」も行われています。
- 地域の自主防災組織などの活動に参加し、普段から地域で協力しあう体制を



86

(出典) 消防庁防災マニュアル-震災対策啓発資料-

高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等に関する調査検討会報告書の概要について

予防課

1. はじめに

消防庁では、平成18年度から平成19年度にわたり「高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等に関する調査検討会」（委員長：野村 歡・国際医療福祉大学大学院教授）を開催し、警報音が聞こえない又は聞こえにくい人（以下、「難聴者等」という。）に対して確実に火災警報を伝達する方策について検討を行いました。

本検討会では、携帯電話に火災の警報情報をメールで配信するシステム（以下、「メールシステム」という。）の整備をその一方策と捉え、旅館・ホテル等の宿泊施設において利用することを前提として、メールシステムの実用化に向けた検討を進めました。その結果、宿泊施設の設備や自衛消防体制のあり方を踏まえ、火災情報をメール送信するためのソフト（パソコンにインストールして使用するソフトウェア。以下、「火災情報伝達ソフト」という。）を開発しました。既に火災情報伝達ソフトのダウンロードサービス（後述）も開始しているところですが、ここでは本検討会での検討経緯及び結果の概要を紹介いたします。

2. 平成18年度検討内容

平成18年度は、難聴者等の火災時の避難に対する意識調査や携帯電話等情報通信機器の利用状況の調査等を行い、システムに必要な機能を検討して「火災」と「誤報」の2種類の情報を事前登録された人にメールで一斉配信

できるシステム（以下、「2種メール発信システム」という。）を構築するための火災情報伝達ソフトを開発しました。さらに、宿泊施設におけるメールシステムの試行運用を実施し、問題点の抽出を行いました。

3. 平成19年度検討内容

平成19年度は、火災確定前の情報を加えて3種類の情報を送信できるシステム（以下、「3種メール発信システム」という。）を構築するための火災情報伝達ソフトを開発し、2つのシステムを選択してインストールできるように改良しました。これにより警報設備の違いや防火管理体制の観点から、送信する火災情報を施設側で選択できるようになり、施設の体制に応じた運用が可能となりました。

4. メールシステムの概要

警報設備の違いにより、音により発せられる火災情報は異なる場合があります。こうした違いに配慮しつつ、難聴者等が健聴者と同じ火災情報を得られる環境を実現するため、施設側が次の2つのシステムを選択して構築できるよう検討を進めました。

(1) 2種メール発信システム

非常ベル等の音声によらない警報設備と同じ火災情報を配信するシステムで、配信できる情報は、火災情報と非火災報情報の2種類

〈メールシステムのイメージ〉



(2) 3種メール発信システム

自動音声式の放送設備と同じ火災情報を配信するシステムで、配信できる情報は、感知器発報情報、火災情報及び非火災報情報の3種類

(3) 送信メッセージの検討

自動音声式の放送設備からの放送文言は、ほとんどの施設で同じ文言となっているところであり、本メールシステムでの送信メッセージもこれをベースとすることとしました。ボタンをクリックするだけで自動的に固定メッセージが送信されることとなりますが、さらに自由入力機能を使って出火階の情報等を追加入力することもできるようにしました。

また、メッセージを受信した際に画面をスクロールすることなく内容を確認できるように、体言止め等の表現によりできる限り短文にしました。

(4) 火災情報伝達ソフトのダウンロードについて

2年間にわたる検討会の結果、2種類の火災情報伝達ソフトが完成し、下記の消防研究センターのホームページからダウンロードできるようにしました。

<http://www.fri.go.jp/download/keitai/note.html>

なお、ダウンロードにあたっては同ページ内の「使用許諾」の内容及び条件を確認・同意の上ダウンロード、インストールを行うようお願いいたします。

5. 今後の課題

これまでの検討の成果として火災情報伝達ソフトが開発されましたが、今後の技術開発を見据えて、さらに有効なシステムとして広く利用できるよう次の事項を今後の課題として取りまとめました。

- (1) 自動火災報知設備との連動
- (2) ブロック送信機能(階ごとに情報を送信する機能)

筑波大学附属聴覚特別支援学校 文字表示装置による情報送信の例



玄関には大きなLED表示器を設置



LED表示器



各階廊下には蛍光表示器を設置



蛍光表示器

- (3) 外国語対応・絵文字等
- (4) 自由入力欄を利用した追加送信文
- (5) 同時送信台数
- (6) 本システムの普及対策

6. その他

現在のメールシステムは宿泊施設に向けて開発されたシステムとなっていますが、今後このシステムを宿泊施設以外で導入する可能性も検討しました。

例えば学校ですが、筑波大学附属聴覚特別支援学校では、校内無線LANを活用した文字放送システムに自動火災報知設備からの火災信号を取り入れ、緊急時にはフラッシュライトが点滅し、電光掲示板にメッセージを表示するシステムを独自に開発し活用しています。今後はこうした設備と連動させるなど、難聴者等に火災情報を確実に伝達できるシステムへの発展が期待されます。

■送信メッセージの検討例(感知器発報放送の場合)

【STEP 1】: 音での放送に合わせた文言を自動入力とし、自由入力文を追加できるようにした。

【STEP 2】: 体言止め等により文章を圧縮し、文字サイズが大きい場合でもスクロール無しで全文が表示されるようにした。



防災功労者表彰式の開催

総務課

防災功労者表彰とは、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する。」という趣旨に基づき、行われているものです。

1. 平成20年防災功労者内閣総理大臣表彰式

去る9月2日(火)11時15分から、内閣総理大臣官邸において、福田康夫内閣総理大臣、増田寛也総務大臣、林芳正防衛大臣、林幹雄防災担当大臣、萩生田光一文部科学大臣政務官、岡本保消防庁長官などご臨席のもと、挙行されました。今回は、消防関係として1個人6団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

(※役職は9月2日現在のものです。)

2. 平成20年度防災功労者消防庁長官表彰式

去る9月5日(金)11時00分から、消防庁長官室において、岡本保消防庁長官、株丹達也消防庁次長、長谷川彰一総務課長、飯島義雄防災課長などの出席のもと、挙行されました。今回は、1団体が受賞し、消防庁長官から表彰状が授与されました。

内閣総理大臣表彰受賞団体(消防関係)

- 『平成19年9月豪雨における災害功労』
五城目町消防団(秋田県)
- 『平成19年新潟県中越沖地震における災害功労』
柏崎市消防団(新潟県)
刈羽村消防団(新潟県)
- 『台風4号及び梅雨前線による大雨における災害功労』
南大隅町消防団(鹿児島県)
- 『防災体制の整備』
東京臨海病院院長 山本 保博(東京都)
こども防災大学(神奈川県)
震災・学校支援チーム(EARTH)(兵庫県)

消防庁長官表彰受賞団体

- 『平成20年2月寄り回り波による高波災害における災害功労』
入善町消防団(富山県)



防災功労者内閣総理大臣表彰式



防災功労者消防庁長官表彰式

「平成20年度 子ども霞が関見学デー」の開催

総務課

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会とするため、文部科学省を中心に28府省庁等がそれぞれの特色を生かし、様々なプログラムを設けて職場見学や業務説明などを行う取組で、今年は8月20日(水)、21日(木)に実施しました。

消防庁では、総務省と合同で中央合同庁舎第2号館1階アトリウム及び北側（警視庁側）駐車場に専用ブースを設け、子どもたちが楽しみながら「消防の仕事」を学べるようにいろいろな趣向を凝らしました。

今年は、「チャレンジ・ザ・ファイヤーマン ～君はどれだけ消防士・消防団員に近づけるかな?～」と題して、東京消防庁生活安全課及び麹町消防署などの協力をいただきながら、体験型ラリー「チャレンジ・ザ・ファイヤーマン」、はしご付き消防自動車の展示、防火服や空気呼吸器などの着用体験などの催しを行いました。また、幼児や低学年の児童用に、ペーパークラフトや「消太」ぬり絵のコーナーなども設けました。



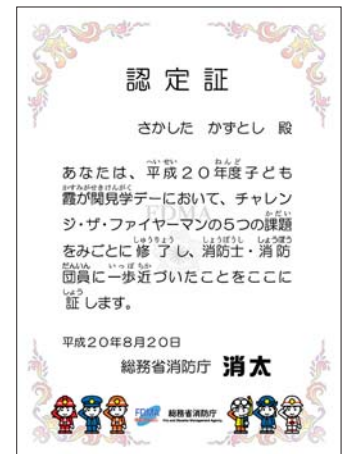
「命をすくえ! 応急手当」で、AEDの操作にチャレンジする子どもたち



「命綱をつくろう!」で、もやい結びにチャレンジする子どもたち



防火服を着て写真撮影



認定証

さかした かずとし 殿

あなたは、平成20年度子ども霞が関見学デーにおいて、チャレンジ・ザ・ファイヤーマンの5つの課題をみごとに修了し、消防士・消防団員に一歩近づいたことをここに証します。

平成20年8月20日

総務省消防庁 消太



☆ チャレンジ・ザ・ファイヤーマン

チャレンジ①

地震に負けるな!～地震の揺れを体験しよう～

チャレンジ②

煙の中を突き進め!～煙ハウスに入ってみよう～

チャレンジ③

命をすくえ! 応急手当～AEDを使ってみよう～

チャレンジ④

火事だ! 火を消せ!～消火器を使ってみよう～

チャレンジ⑤

命綱をつくろう!～もやい結びを覚えよう～

☆ 消防写真館 ～消防の防火服を着て写真をとろう～

☆ 消防車にさわってみよう

☆ ぬり絵、ペーパークラフトコーナー

☆ 防災グッズ、住宅用火災警報器展示コーナー

体験型ラリー「チャレンジ・ザ・ファイヤーマン」は、単なる体験コーナーではなく、それぞれに課題を設け、体験する前に係員がしっかりと指導し、その行動ができることがクリアの条件として、5つすべてをクリアできたら認定証を交付するものです。子どもたちはどのコーナーでも熱心に係員の説明を聞き、課題をクリアするために一生懸命チャレンジしていました。特に「命をすくえ! 応急手当」や「命綱をつくろう!」のコーナーでは、係員による、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使用法、もやい結びなどのロープ結索の指導に、真剣なまなざしで取り組み、その説明に熱心に耳を傾けていました。

また、屋外のブースでは、はしご付き消防自動車の前で、防火服や空気呼吸器などの装備を着用して写真を撮るなど、普段触る機会がない装備品に触れ、子どもたちは目を輝かせていました。

この2日間で消防庁及び総務省を訪れた子どもたちの数は1,054人（保護者も合わせると1,721人）で、平成20年度子ども霞が関見学デーは大盛況のうちに幕を閉じました。

消防庁提案の「津波に関する統一標識」が ISOにより国際標準化決定

防災課

消防庁では、津波避難対策が世界中でさらに推進されることをめざし、津波に関する標識に使用する図記号（右下図）の世界での統一化に向けて、ISO（国際標準化機構）に提案を行ってきたところ、本年7月1日付けで、国際規格として制定されました。消防庁が提案し、国際規格となった図記号は、避難口であることを示すシンボル（左下図）に続き2例目となります。

津波対策は、一人ひとりがいち早く津波の危険を察知し、安全な避難場所へ避難することが基本となります。しかし、仕事や観光で行く先々の土地が、津波の危険があるかどうかを察知することは難しく、津波の危険がある地域に行っても、常にそのことを気にしている人は少ないでしょう。

このようなことから、津波の危険を伝える標識、そして、いざという時の避難場所の標識等を設置することは、注意を喚起するために極めて有効な方法であると言えます。実際に、津波の危険がある海岸線を持つ多くの地方

公共団体が、津波標識の設置に努力をしてきました。

しかし、これまで、統一された標識の図記号（ピクトグラム）がなかったため、各自治体において独自の図記号が使われていました。

そこで、消防庁では、平成16年度に、地域住民はもとより、旅行者、観光客、外国人にも容易にわかりうる標準図記号を示し、地方公共団体による統一標識の設置が促進されることを目的として、「防災のための図記号に関する調査検討委員会」を開催し、津波関係の避難標識の図案、設置条件等の検討を行うとともに、「津波注意」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の3種の図記号を、「津波に関する統一標識」として、ISOに提案を行いました。

この度、国際規格として制定されたこれらの図記号は、今後JIS化を進めることとしています。これらの図記号を使用した標識の設置が全国で進められ、より多くの方々に、これらの図記号を認知していただくよう、これからも取り組んでいきたいと考えています。

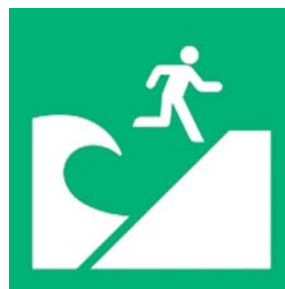
避難口であることを示すシンボル (ISO6309:1987) (1987年国際規格に制定)



今回のISOにより国際標準化が決定した「津波に関する統一標識」の図記号 (ISO20712-1:2008)



津波注意



津波避難場所



津波避難ビル

自治体消防制度60周年記念 アールエスコンポーネンツ杯 第8回レスキューロボットコンテストにおける 消防庁長官賞の授与等について

消防技術政策室
消防研究センター

1. 背景と目的

消防庁では、自治体消防制度60周年記念事業の一環として、平成20年8月9日(土)から10日(日)にかけて、神戸サンボホールで行われた第8回レスキューロボットコンテスト会場に自治体消防制度60周年記念コーナーを設けるとともに、「災害救助」をテーマにしたレスキューロボットコンテストにおいて、瓦礫に埋もれた要救助者を救助する際、その負担を軽減することができる先進的な科学技術を導入したチームに対し消防庁長官賞を贈り、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進を図りました。



コンテスト開会式

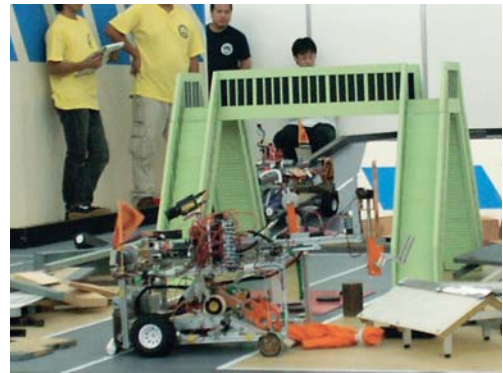


60周年記念コーナー（ペーパークラフトの作成）

2. レスキューロボットコンテストとは

レスキューロボットコンテストは、平成7年の阪神・淡路大震災後に救命救助機器の技術的課題を検討する中で誕生し、参加者がコンテストの課題に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさを考える機会を与え、ま

た、広く一般にレスキューシステムやロボットの必要性を広報することを目的としています。



コンテストの協議模様

3. 消防庁長官賞受賞チーム

消防庁長官賞を受賞したのは、大阪電気通信大学自由工房が製作した「救命ゴリラ!」で、コンテスト当日に寺村映消防庁消防研究センター所長から表彰状と盾が授与されました。

受賞理由は、救助方法が他と比較して、より要救助者の立場に立った技術を用いていたこと、予選からファイナルミッションを通じてすべての要救助者の救出に成功したこと等が高く評価されたものです。



救命ゴリラ!（消防庁長官賞受賞）

コンテスト当日の詳細については、
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ
<http://www.rescue-robot-contest.org/index.html>
にて掲載しています。

第27回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

去る9月11日(木)に、財団法人日本消防協会及び全国消防殉職者遺族会の主催により第27回全国消防殉職者慰霊祭が、日本消防会館ニッショーホールにおいて、厳粛に挙行されました。

今回、新たに合祀された御霊は9柱であり、明治初期から今日までに合祀された御霊は合わせて5,345柱になります。

ここに合祀された御霊は、国民の生命、身体及び財産を守るという崇高な消防の使命感と長い伝統の中で培われた旺盛な郷土愛護の精神に燃え、勇猛果敢に災害に立ち向かい、尊くもその職に殉じられた全国の消防団員、消防職員並びに消防協力者の皆様です。

会場であるニッショーホール正面祭壇には全国の消防殉職者の霊位が祀られ、全国の消防殉職者の遺族や都道府県消防協会関係者が参列しました。また、福田康夫内閣総理大臣をはじめ、増田寛也総務大臣、岡本保消防庁

長官、小林輝幸全国消防長会会長など多数の消防関係者が参列しました。

慰霊祭では、片山虎之助日本消防協会会長が全国消防殉職者の名鑑(御霊)を霊位の前に安置する「御霊の奉納」を行い、参列者一同が消防殉職者の御霊に対して黙とうを捧げた後、片山日本消防協会会長が式辞を述べました。その後、福田内閣総理大臣から「私たちは、尊い犠牲を無にすることなく、その遺志にこたえ、災害に強い、安全で安心な地域づくりに全力を尽くしてまいります。」と追悼のことばが捧げられました。

続いて、増田総務大臣が追悼のことばを捧げ、参加者による殉職者への献花が行われました。その後、社団法人江戸消防記念会会員による鎮魂の歌(木遣り)が謡われ、片山日本消防協会会長のあいさつで、第27回全国消防殉職者慰霊祭は閉会しました。

(※役職は9月11日現在のものです。)



「黙とう」を捧げる参列者



「追悼のことば」を捧げる福田内閣総理大臣



「献花」を行う増田総務大臣



「献花」を行う岡本消防庁長官

平成20年度総合防災訓練の実施概要

応急対策室

1. はじめに

「平成20年度総合防災訓練大綱」に基づき、政府総合防災訓練が9月1日の「防災の日」に、近畿府県合同防災訓練と合わせて大阪府岸和田市(ちきりアイランド阪南2区会場等)において実施されました。

今年度の訓練は、和歌山県南方沖でマグニチュード8.6の東南海・南海地震が発生し、家屋の倒壊や同時多発火災等、各地において広域的な被害が発生したとの想定で、関係機関が連携した大規模な救出救護訓練、広域医療搬送訓練等が実施されました。

訓練会場には、政府調査団として、総務省からは増田寛也総務大臣のほか、岡本保消防庁長官が派遣され、訓練終了後には、増田総務大臣から現地の消防職員及び消防団員に対して激励が行われました。

消防庁では、政府総合防災訓練への参加のほか、消防庁消防防災・危機管理センターにおいて、東南海・南海地震災害対策本部運営図上訓練を実施するとともに、政府の現地対策本部への派遣訓練として、消防庁職員をち



訓練参加者にあいさつする福田内閣総理大臣

きりアイランド阪南2区に派遣しました。

また、和歌山県庁にも職員を派遣し、消防防災・危機管理センターとの情報伝達通信訓練を実施しました。

2. 広域医療搬送訓練

関西国際空港では、初めて民間空港を被災地内広域搬送拠点として運営する訓練が実施されました。この広域医療搬送訓練は、広域医療搬送に携わる府省庁、地方公



増田総務大臣と岡本消防庁長官による激励



消防庁消防防災・危機管理センターで状況説明を受ける増田総務大臣



徳島県内広域搬送拠点（徳島空港）



長崎県内広域搬送拠点（長崎空港）

共団体、関係機関等の連携強化を図ることが目的です。

広域医療搬送における緊急消防援助隊の役割としては「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン(以下「東南海・南海地震アクションプラン」という。)に基づき、被災地外広域医療搬送拠点から災害拠点病院等(患者受入病院)までの救急搬送を担っています。今回の訓練では、徳島空港と長崎空港の2か所に被災地外広域医療搬送拠点を設置し、徳島県隊と長崎県隊がそれぞれの訓練に参加し、関西国際空港から自衛隊輸送機で搬送されてきた負傷者を医療機関等と連携して搬送しました。

3. 和歌山県消防応援活動調整本部図上訓練

政府総合防災訓練の一環として、和歌山県の主催によ



和歌山県消防応援活動調整本部の様子

り緊急消防援助隊の受入れの調整や投入先を検討する消防応援活動調整本部の図上訓練が実施されました。

東南海・南海地震アクションプランでは、和歌山県への第1次応援隊として派遣されるのが神奈川県隊と福井県隊となっていることから、今回の図上訓練では横浜市安全管理局(指揮支援部隊長)及び福井市消防局の隊長等が実際に参加し、和歌山県及び和歌山市消防局等と連携して被害状況の情報収集や関係機関への連絡調整にあたるなど、実戦さながらの有意義な訓練が行われました。

4. おわりに

このほかにも、9月1日の「防災の日」を中心とする防災週間中に、全国各地で地域の実情に応じ、地震等の大規模災害を想定した訓練が、国の関係機関、事業所、地域住民等それぞれの役割を確認しつつ連携して行われました。地方公共団体の総合防災訓練の実施計画は、46都道府県、参加団体は約2万7,000団体、参加人員は約190万名にのぼっています。

今年度は集中豪雨や地震等の自然災害が多発する中、緊急消防援助隊が出動した災害はすでに2件となっており、消防庁ではこのような訓練を通し、国民の一人ひとりが防災に関する意識を高めることが重要であると考えています。

(※役職は9月1日現在のものです。)



青森県 八戸地域広域市町村圏
事務組合消防本部
消防長 金谷 英夫

海と大地が響きあう北の中核都市 八戸

八戸地域広域市町村圏は1市6町1村で構成され、人口34万9,431人、総面積1,346.45km²で青森県南東部に位置し、圏域の中心都市八戸市には是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡が数多く残され、太古の昔から人々の生活が営まれていたことが知られています。伝統芸能の「えんぶり」、八戸三社大祭、騎馬打毬は国の重要無形文化財に指定されており、2002年の東北新幹線延伸とあいまって毎年多くの観光客が訪れています。

また、イカの水揚げ日本一で知られる八戸港は、全国屈指の水産都市であると同時に「F A Z (輸入促進地域)」に指定されたことで、国際貿易拠点としての期待も高まっています。さらには資源循環型社会に向けて「総合静



渚百選に選ばれた「種差海岸」

脈物流拠点港(リサイクルポート)」に指定されるなど、日本の主要な港としても注目されています。その一方で数多くの景勝地にも恵まれており、ウミネコの繁殖地として営巣を観察できる国内唯一の場所であり、国の天然記念物に指定されている「^{かぶしま}燕島」を始め、白砂青松百選、渚百選に選ばれた「^{たねさし}種差海岸」は司馬遼太郎氏ら数多くの文人が称賛した海岸美を誇っています。

このような基盤を有する当広域圏は、北奥羽約70万人の商業・経済の中心地であり、「北東北の拠点都市」として、今後更なる発展へ向けて前進しようとしています。

災害から培った連携の絆

当消防本部は発足38年目を迎え、1本部5署4分署9分遣所、395名の消防職員と4,014名の消防団員で日夜防災の任にあたっています。

昭和35年のチリ地震津波、昭和43年の十勝沖地震、平成6年の三陸はるか沖地震、さらには本年7月24日の岩手沿岸北部を震源とする地震など、過去幾度も大災害に見舞われた経験を持つ我々は、効果的で組織的な人命救

助や消火活動を行うため「緊急消防援助隊」全8部門中6部門に登録しており、平成18年には当地において緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練を開催し、150部隊、594名の参加人員のもと、大きな成果を挙げることができました。先般の岩手・宮城内陸地震では八戸市民病院DMATとの緊密な連携のもと、迅速な対応が出来たことで、更なる体制の強化に努めています。また海外で大災害が発生した場合に救助隊を派遣する「国際消防救助隊(I R T)」にも発足当初からその一翼を担っており、多様化する災害に備えています。



緊急消防援助隊
北海道・東北ブロック合同訓練

未来の心を育み、災害に強いまちへ

次世代を担う子供たちにも防災の意識を根付かせようと、幼年消防クラブを対象とした防災フェスタを婦人・少年消防クラブ員を交え隔年で開催しています。昨年度は総勢1,690人の参加人員とともに、消防に関するアトラクションを通じて防災への意識向上に努めました。



防災フェスタ2007

このような場は、住宅用火災警報器の設置など様々な広報にも役立っており、地域住民の関心向上につながっています。

全ては地域住民のために

今や、消防は地域住民に最も身近な存在として多くの信頼と期待が寄せられており、我々に課せられた責務の重要性をこれまで以上に自覚しなければならないと感じています。『住民生活の安全確保』を第一にこれからも職員一丸となって取り組んでまいります。

受援想定訓練を実施

峡北広域行政事務組合消防本部

峡北広域行政事務組合消防本部は去る9月1日、韮崎訓練場において受援想定訓練を実施しました。訓練は、緊急消防援助隊応援部隊の受け入れを含めた受援対応を目的に、「韮崎市内で大規模地震が発生した」との想定で行いました。山梨県が要請した他県の緊急消防援助隊チームを韮崎市本町地内に受け入れ、それぞれの活動を支援しながらガレキ内に閉じ込められた住民の救出、山梨県消防防災航空隊による上空偵察、誘導訓練、予備隊編成訓練などを実施し、職員の意識の向上を図りました。



ガレキ内の要救助者を救出

岡崎市消防支援隊を発足

岡崎市消防本部

岡崎市消防本部は去る8月23日、「岡崎市消防支援隊」の発足式を行いました。岡崎市消防支援隊は、東海地震・東南海地震等の大規模な地震が発生し、市内全域に被害が拡大すると予想される場合に、消防職員や消防団員のOBが、その豊富な経験や知識、技術を活かして消防署や消防団が行う消防活動を支援するものです。年齢65歳以下で心身ともに健康であり支援活動が可能な236人が登録しています。発足式では、ヘルメット、ジャンパー、編上靴、革手袋の貸与品が手渡されました。



「誓いの言葉」を述べる支援隊代表者

消防通信 望楼 ぼうろう

南さつま消防署に潜水隊が発足

南薩地区消防組合消防本部

南薩地区消防組合消防本部は、南さつま消防署に潜水隊を配置し、去る9月1日に発足式を行いました。これまでは枕崎消防署潜水隊が管内全ての水難救助に出勤していましたが、年々増加する水難事故に迅速に対応するためには潜水隊の増強が不可欠との判断から発足に至ったもので、これにより、南さつま市方面への現場到着時間が短縮され、迅速な救助活動が出来るようになりました。発足式では、阿久根正幸士長が「規律を順守して市民の生命や財産を守る」と宣誓し、今後の活躍を誓いました。



南さつま署に発足した潜水隊の訓練

サバイバルキャンプを開催

熊本市消防局

熊本市消防局は去る7月31日から8月1日にかけて、熊本市サバイバルキャンプを開催しました。これは熊本市内の小学生を対象に避難所生活を疑似体験しながら災害について学んでもらおうと開催したもので、管内の小学4年生から6年生の88人が参加しました。キャンプでは、「もし、大災害が起きたら」との想定で、災害時には避難場所となる中学校の体育館で、非常食の準備やダンボールを使った寝場所の確保、防災教室などを実施し、サバイバルのための知識や技術を身につけました。



非常用毛布と手作りの段ボールで就寝

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

火災調査科(第15期)

火災調査科第15期を6月9日から7月31日まで実施しました。今年度の教育内容は、火災原因調査における指揮、指導者の育成を図るため、実践的なカリキュラムの推進を目標としました。このため、模擬家屋を従来の4.5畳から6畳に広げるとともに、二輪車の鑑識実習を新たに加えました。

座学では、説明責任等火災調査を取り巻く現状を認識し、その対応能力を高めるため、PL法対策、訴訟対応の現状と課題、今後の対応策について実例を基にした講義を実施しました。

さらに、演習では講義演習、火災調査書類の作成に加え、学生間の問題意識を高め、その解決能力の向上を図るため課題研究を実施しました。研究結果の内容及び発表要領については、教育目標を十分達成することができ、学生からも達成感があったとの意見が寄せられました。

次に実科では、模擬家屋実習を内装材等実際の建物と同等に建設して、実際に燃焼させ、各棟に配置された講師の指導のもと、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習を実施しました。製造物から出火した建物について



模擬家屋調査実習



二輪車火災鑑識実習

では、後日、同等品において再現実験を実施し、現場調査から鑑識、再現実験を基にした火災調査書の作成、火災予防指導など、科学的出火原因判定に基づく火災予防指導技法を習得することができました。

また、車両火災分野に関する講義においては、授業を3段階に分けて実施し、車両の基本構造の理解から実践的な車両鑑識に進むことにより、見分要領、鑑識技術の向上を図ることができました。

最終段階の鑑識実習(2台を2班に分けて実施)においては、学生が他の班員に原因説明を実施し、製造物火災における説明責任の重要性について実感することができました。

この期間中で得た知識・技術・経験や人とのつながりは、48名全員にとってかけがえのないものです。今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的立証に基づいた火災調査業務の遂行を期待します。

「火災調査は明日の火事を消すために」が、火災調査科第15期生の信条です。

救助科(第58期)

救助科第58期を救助業務に関する高度な知識及び技術を専門的に習得し、救助業務の教育指導者としての資質

の向上を目的として、梅雨空の6月10日から猛暑の8月1日まで実施しました。

48名の学生は、より高い知識・技術の習得を目指す気力旺盛な、現任の救助隊長、副隊長たちです。

カリキュラムでは、「平成19年度救助技術高度化検討会」で編み構造ロープ等を使用した救助技術について報告されたことから、今までロープレスキューとされていた科目を、ヨーロッパ方式の「ロープレスキューⅠ」、アメリカ方式の「ロープレスキューⅡ」に明確に科目分類しました。もちろん、山岳部における救助体系は従来のお通り実施しました。

さらに、前期の学生からロープレスキューⅠ・Ⅱに精通した学生を支援教官として招聘し、双方の救助方法を対比して相違点を明確にすることで理解を高める「ロープレスキューⅢ」も実施しました。

入校中班ごとに協力して完成させる実務研究の課題は、世代交代が加速する昨今、原点に立ち返る意味も込めて「救助操法の再研究」としました。実施要領書や解



ロープレスキューⅢ訓練

説書に記載されていない部分に解説を添えるのが研究の中心で、その過程で様々な再発見がありました。実務研究課題を三つ打ちナイロン製ロープを使用する救助操法としたことで、現在の救助資器材の中で必要不可欠な「繊維ロープ」の種類の手探りに触れる結果となりました。

すでに消防大学校救助科の名物訓練ともいえる「学生企画訓練」は7月23日・24日に実施されました。連日猛暑日にもかかわらず、2日間で300名近い見学者が訪れ、あらためて消防大学校救助科に対する関心の高さに驚かされました。

入校中は災害活動方法や救助技術及び訓練要領等について、学生間で熱心な意見交換が行われました。このことにより全国につながる幅広い情報連絡網が構築できたと同時に強い絆が生まれたものと思います。

今後は消防大学校救助科で培った知識・技術を糧に様々な場面で活躍されることを期待しています。



実務研究 発表

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
救助科 (第58期) 6月10日～8月1日 48名	生井 重雄 α 橋 容章 中井 等 村田 和巳 山先 弘晃	埼玉県消防学校 (埼玉県) 羽生市消防本部 (埼玉県) 佐用町消防本部 (兵庫県) 長門市消防本部 (山口県) 伊予消防等事務組合 (愛媛県)
火災調査科 (第15期) 6月9日～7月31日 48名	伊藤 一成 高野 尚之 柴田 敬吾 柘植 祐一 里田 幸朗 渡邊 幸成	盛岡地区広域行政事務組合消防本部 (岩手県) さいたま市消防局 (埼玉県) 船橋市消防局 (千葉県) 春日井市消防本部 (愛知県) 大津市消防局 (滋賀県) 防府市消防本部 (山口県)

平成20年秋季全国火災予防運動

予防課

平成20年11月9日(日)から15日(土)までの7日間、平成20年秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。この期間に各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催が予定されていますので、積極的に参加し、防火に対する正しい知識・技能の習得に努めてください。

昨年、全国で5万4,582件の火災が発生し、2,005の方が亡くなっています。火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を認識し、火災を起こさないよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。このため、今回は次の4点を重点推進項目として設定し、積極的に火災予防対策を推進します。

住宅火災による死者数が、平成15年から5年連続で1,000人を超えていることや、住宅火災による死者の約半数が逃げ遅れにより亡くなっていること、高齢化に伴い更なる死者数の増加が懸念されていることなどから、住宅用火災警報器の早期設置の促進を図ることを目的とした「住宅防火対策の推進」。そして、放火が平成9年以降11年連続の出火原因の第1位となっていることから、より積極的に放火火災を減少させるための「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」。また、グループ

ホーム火災等を踏まえた防火管理体制の充実、違反是正指導等に着目した「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」。さらに、消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、電気用品、燃焼機器、自動車等による火災対策としての「製品火災の発生防止に向けた取組みの推進」。

また、各地域における防火安全体制の充実、震災時における出火防止対策の推進等について、地域の実情に応じて推進を図ることとしています。

平成20年度全国統一防火標語

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』



平成20年秋季全国火災予防運動広報用ポスター

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ

防災課

平成19年中に発生した火災のうち57.2%が建物火災であり、火災による総死者数の74.9%、負傷者については87.9%が建物火災によるものでした。住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は1,148人となっています。

消防庁では、このような住宅火災による死亡事故を減少させるために、平成16年6月に消防法を改正し、火災を早期に感知し警報する住宅用火災警報器の設置、維持を義務付ける制度の導入を行いました。新築の住宅については平成18年6月1日から設置が開始され、既存の住宅についても、各市町村の条例により平成23年6月までの間に順次設置が必要となりますが、住宅火災で亡くなる方を一人でも減らすためには、更なる住宅防火対策の徹底が必要です。

火災予防は、法令の整備や消防防災機関の指導だけでなく、火を取り扱うすべての人の協力が得られてはじめてその目的を達成することができます。また、家庭においては、防火という面からみた場合、日ごろから火気使用器具を扱う機会が多い主婦等の果たす役割が大きいと言えます。

婦人(女性)防火クラブは、そのような家庭の主婦などを中心に組織されており、全国各地に1万1,831団体が結成され、約193万人のクラブ員(平成19年4月1日現在)が活動していますが、近年、組織数、クラブ員数とも減少傾向にあります。

これら婦人(女性)防火クラブは、火災予防の知識の習得、各家庭の防火診断、住宅用火災警報器の普及啓発・

共同購入、初期消火訓練というような家庭防火に役立つ活動が中心となっています。

さらに、各クラブの活動状況は地域の実情や特性により異なり、地震時の家具の転倒を防止するための対策、災害時の後方支援活動など、地域の防火・防災のための幅広い実践活動を行っているクラブもあります。

実際の災害時には、婦人(女性)防火クラブとして、発災直後における初期消火活動、時間経過後の炊き出し、民生委員や介護福祉士などと連携した災害時要援護者の安否確認や避難誘導などの役割が期待されます。

大規模災害時には、これまでの災害からも明らかなように、情報の錯綜や各種ライフラインの寸断により、様々な混乱が予想されます。そのため被災直後には、地域の被害を最小限に抑えるため、主婦等の女性の方々にも積極的に災害対応にあたっていただく必要があります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と強い連帯意識の下に、火災や災害に強い安全なまちづくりに向け、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、婦人(女性)防火クラブ活動へ積極的に参加していただきたいものです。

いずれのクラブも地域の防火・防災のために貢献し、安全な地域社会の実現に寄与しており、大いに評価されるものです。消防庁としては、防災まちづくり大賞の表彰等を通じ、これら婦人(女性)防火クラブの育成強化の支援に努めていきたいと考えています。



住宅用火災警報器等の普及啓発(防災フェア in 京都)
(写真提供: 京都府 乙訓消防組合長岡京消防署)



新潟県中越地震の炊き出し活動
(写真提供: 新潟県上ノ山婦人防火クラブ)

危険物施設における事故防止

危険物保安室

○平成20年度危険物事故防止アクションプランに基づいた事故防止対策

近年、危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所）における火災（爆発を含む。）と流出事故の発生件数が平成6年を境に増加傾向にあり、平成19年中に発生した火災・流出事故件数は、火災が169件、流出が434件（能登半島地震及び新潟県中越沖地震による事故件数を除く。）で合計603件となっており、前年より5件の増加となっています。

危険物施設の事故防止対策の推進にあたっては、官民一体となった取組を行っているところですが、事故件数は一向に減少に転じず、依然として増加傾向を示しており、非常に憂慮される状況です。平成19年度は、化学物質の供給に影響を及ぼし、社会的にも大きな問題となるような重大な火災事故が発生するとともに、管理面の不備から、屋外貯蔵タンクや給油取扱所の地下貯蔵タンクから大量の危険物が流出する事故も発生しています。

また、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震においても、危険物施設での危険物の流出事故や破損事故が発生しています。

このようなことから、近年の危険物施設の事故原因の傾向等を踏まえ、平成20年度中に官民一体となって取り組むことが必要であると考えられる事項について、全団体・機関共通で取り組む重点項目を共通重点項目、関係する団体・機関で取り組むものを重点項目として指定し、危険物事故防止対策を推進していきます。

(1) 共通重点項目

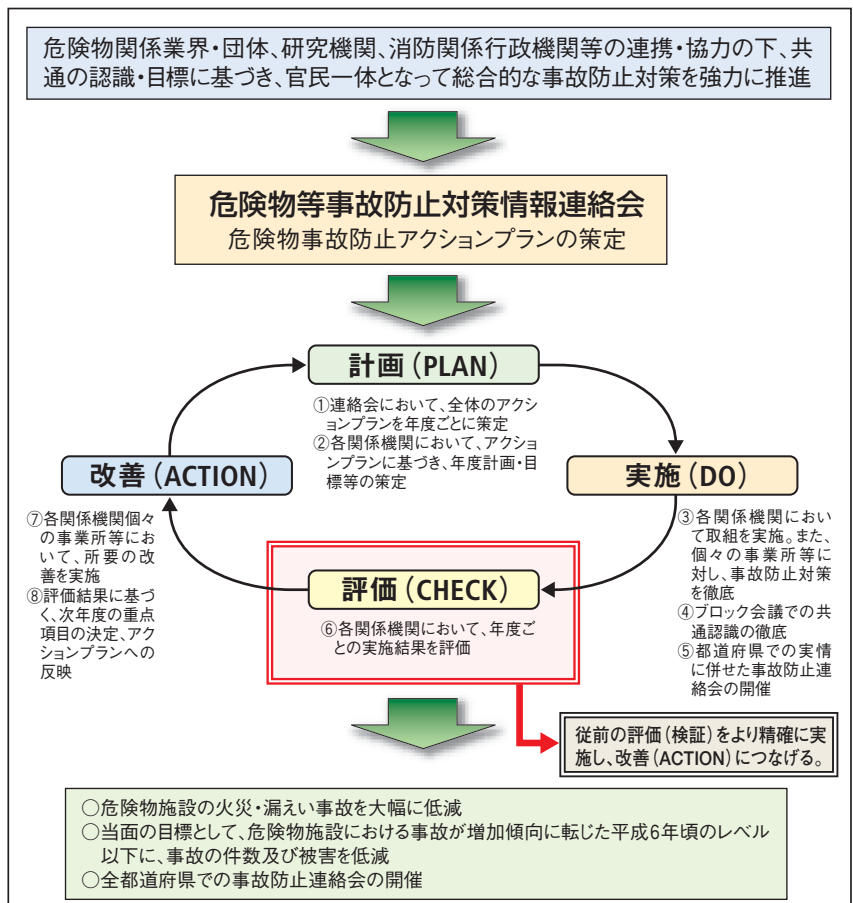
- ア 危険物施設及び少量危険物施設における効果的な日常点検の推進
- イ 事故情報の共有による同種事故防止対策の推進

(2) 重点項目

- ア 危険物施設における潜在的火災危険要因（非定常作業時等）の把握とこれに基づく対策の推進
- イ 地下貯蔵タンク、配管、屋外貯蔵タンク等の腐食・劣化防止対策の推進

消防庁では、こうした事故防止対策をより実効性のあるものとするために、各都道府県における危険物事故防止連絡会等の設置の推進及び本年10月から11月に全国6カ所で消防関係機関による危険物事故防止ブロック会議を開催し、事故防止対策に関する情報の交換、共通的な課題への対応等の検討を行います。

危険物アクションプランのイメージ





正しい119番緊急通報要領の呼びかけ〔11月9日は「119番の日」〕 ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

国民の生命、身体、財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するためには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点について、まとめましたのでご活用ください。

How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は管轄する消防本部の指令室、または消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報の着信件数は全国で約900万件（全国消防長会調べ）にもほぼっており、統計的にみると3.5秒に1回、14人に1人が119番通報をしていることになり、あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報にあたってご留意いただきたい点は次のとおりです。

①一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令員から「**火事ですか？救急ですか？**」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて答えてください。

火災の場合

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

救急の場合

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

事故の場合

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

緊急通報の際、通報内容から傷病者の生命がおびやかされていると思われる場合、傷病者への気道確保、胸骨圧迫（心臓マッサージ）などの応急手当をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。また、傷病者の年齢、持病、

かかりつけの病院などについては適切な病院搬送につながる情報として、指令室や救急隊から確認電話の際にお尋ねする場合があります。

②携帯電話からの通報における注意点

平成19年4月より、携帯電話・IP電話からの119番通報の際も、通報者の位置情報が消防本部に通知されるようになりましたが、以下の点にご留意ください。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- ・電波の特性上、管轄外の消防本部へ接続される場合があります。この場合は管轄消防本部へ転送されます。転送先でも通報内容を繰り返し聞かれますが、再度の対応についてご理解をお願いします。
- ・確認のため消防本部から折り返し電話をかけることがありますので、携帯電話、PHSの電源は入れたままにしておいてください。

③IP電話からの通報における注意点

「050」から始まる電話番号は、119番通報できるものときないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、あるいは最寄りの消防署の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに済みます。

119番通報の訓練をしよう～通報訓練～

火災や救急の必要な場面に遭遇した時には、落ち着いて119番通報することが大切ですが、一生に一度あるか、ないかの緊急事態に直面して、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などとあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



消防庁人事

平成20年 8月31日付

氏名	新	旧
梅原直	退職	予防課長

平成20年 9月1日付

氏名	新	旧
木原正則	予防課長	予防課危険物保安室長
鳴田謙二	予防課危険物保安室長	総務省大臣官房付

8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防応第137号	平成20年 8月 4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・ 防災部応急対策室長	東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等の改訂について
消防危第316号	平成20年 8月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	消防法第16条の3の2に基づく危険物流出等の事故の原因調査に係る警察との相互協力に関する警察庁との申合せについて
消防危第317号	平成20年 8月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物流出等の事故の調査マニュアルについて
消防総第347号	平成20年 8月20日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁次長	「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」の施行等について
消防応第135号	平成20年 8月27日	各都道府県知事	総務大臣	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について
消防応第152号	平成20年 8月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・ 防災部応急対策室長	緊急消防援助隊運用要綱等の一部改訂について
消防予第199号	平成20年 8月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	令別表第一の改正に伴う消防法令の運用についての一部改正について
消防予第200号	平成20年 8月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について
消防予第201号	平成20年 8月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成20年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
消防予第204号	平成20年 8月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	執務資料の送付について
消防危第333号	平成20年 8月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	再生資源燃料における廃棄物固形化燃料等の安全対策について

広報テーマ

10 月		11 月	
<ul style="list-style-type: none"> ①緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ②ガス機器による火災及びガス事故の防止 ③火山災害に対する備え ④消防の国際協力に対する理解の推進 ⑤地震に対する日常の備え 	<p>応急対策室</p> <p>予防課 危険物保安室 防災課 参事官 防災課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①秋季全国火災予防運動 ②婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ ③危険物施設等における事故防止 ④正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》 	<p>予防課 防災課</p> <p>危険物保安室 防災情報室</p>

入場無料

小さい力も
みんなで合わせて
大きな力
～地域の総合防災力～

地域総合 防災力展

同時開催 第21回全国消防操法大会

<http://www.nissho.or.jp/bousaiten.html>



日時 平成20年10/11(土) 13:00~17:30
10/12(日) 9:00~17:00

場所 東京ビッグサイト
[西1・2ホール]

展示内容

- 地域総合防災力コーナー
消防団紹介、全国操法大会出場47チームのPR、世界の消防団、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等紹介、東京消防庁、総務省消防研究センター企画展示、消防団ポスターを紹介
- 企業展示コーナー
地域の防災力向上に資する最新消防機器、防災グッズ等の紹介
- 物産販売コーナー
全国各地の消防団員自慢の商品、開催地東京ゆかりの特産品等
- 子供の消防防災体験コーナー
ドイツ仕込みの新感覚消防ゲーム、クイズ大会等
- 災害とライフラインコーナー
電気、ガス、水道等のライフラインの防災対策等を紹介



消防団がわかる!
地域の防災がわかる!

10月11日(土)・12日(日)の両日とも、先着1,000名様に特製エコバッグ進呈します

同時開催 第21回全国消防操法大会

日時 平成20年10/12(日)
9:00~16:30

場所 東京ビッグサイト
[屋外展示場]



【実行委員会】 ■財団法人 日本消防協会 ■総務省消防庁 ■東京都 ■東京消防庁 ■全国知事会 ■全国市長会 ■全国町村会 ■全国消防長会 ■財団法人日本防火協会 ■全日本消防人共済会 ■財団法人 日本消防設備安全センター ■財団法人 全国危険物安全協会 ■日本消防検定協会 ■危険物保安技術協会 ■財団法人 消防科学総合センター ■財団法人 消防試験研究センター ■社団法人 全国消防機器協会 ■社団法人 東京都消防協会 ■株式会社 東京ビッグサイト

【後援】 ■内閣府(防災担当) ■NHK ■(社)日本民間放送連盟 ■(社)日本新聞協会 ■日本商工会議所 ■(社)日本経済団体連合会 ■消防団員等公務災害補償等共済基金 ■(財)日本防火・危機管理促進協会 ■(社)日本損害保険協会 ■(社)日本火災報知機工業会 ■(財)日本防災協会 ■(社)日本消防協会 ■(社)日本消防ポンプ協会 ■(社)日本消防標準工業会 ■(社)全国避難設備工業会 ■日本消防ホース工業会 ■(社)日本消防放水器具工業会 ※後援団体は予定も含む

主催 地域総合防災力展実行委員会

連絡先 地域総合防災力展実行委員会事務局
Tel 03-3503-3053(財団法人 日本消防協会内) Fax 03-3503-1480



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。

自治体消防制度60周年記念事業

「地域総合防災力展」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>